



令和4年度の固定資産税が確認できます

—4月1日(金)～5月31日(火)— (土日曜、祝日は除く)

| | 確認できる内容 | | 確認できる人 | 持参するもの | 手数料 |
|----|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|---------|-----------------------|
| 縦覧 | 土地価格 縦覧帳簿 | 所在、地積、評価額、地目 都市区分など | 土地に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 | 納税通知書 | 無料 ※確認期間以外は縦覧できません |
| | | | 納税者から委任された人 | 委任状 | |
| 縦覧 | 家屋評価 縦覧帳簿 | 所在、構造、床面積、階層 評価額、建築年など | 家屋に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 | 納税通知書 | |
| | | | 納税者から委任された人 | 委任状 | |
| 閲覧 | 固定資産 課税台帳 (名寄帳) | 所有する土地・家屋の評価額など | 町内に土地・家屋を所有する者及び同居の親族、納税管理人 | 納税通知書 | 無料 ※確認期間以外は200円 |
| | | | 所有者から委任された人 | 委任状 | |
| | | 借地の評価額など | 借地人(契約者) | 賃貸借契約書 | |
| | | 借地・借家の評価額など | 借家人(契約者) | 賃貸借契約書 | |
| 公開 | 路線価格 などの図面 | 市街化区域：路線価格 調整区域：1㎡当たりの評価額 | 年間通して誰でも確認 できます | 特にありません | 無料 |

本人確認のできる書類例 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等
問合せ 税務課 ☎62-2153

建物を取り壊した方は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物等の所有者に、1年間の税額を負担していただく制度です。建物の一部や全部を取り壊した方は、「家屋減失申請書」を提出してください。届出がないと課税してしまう場合があります。取り壊しているにもかかわらず納税通知書にその建物が記載されている場合も同様に届出をお願いします。取り壊した日付が分かる書類(解体の領収書など)も併せてお持ちください。なお、取り壊し(減失)登記がお済みの方は、届出の必要はありません

問合せ 税務課 ☎62-2153

東松山税務署からのお知らせ

所得税等の申告・納付等の期限を4月15日(金)まで延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難な場合には、4月15日(金)までの間、申告・納付等の期限を延長することができます。期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。(「災害による申告・納付等の期限延長申請書」の提出は不要です。)

申告・納付等の期限延長をする場合、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

また、4月16日(土)以降に新型コロナウイルス感染症による申告・納付等の期限延長をする場合は、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を提出することで期限を延長することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

ワクチン追加接種(3回目)の接種券を順次発送しています

3月末日現在、2回目の接種を令和3年10月3日までに終えている方へ、「新型コロナワクチン接種のご案内」の発送が完了しております。

予約開始時期について

「接種のご案内」がお手元に届き次第、予約できます。接種費用は無料です。
※予約方法等は同封した通知文や、町ホームページ等をご確認ください。
※各クリニックでは予約できません。予約サイト(町ホームページより)または通知文記載のコールセンターで予約してください。

今後のスケジュールについて

5月以降は、接種日及び接種会場を縮小する予定です。接種を希望される方は4月末を目安に接種を受けてください。

接種会場

| 接種会場 | 住所 | 接種日 | 使用ワクチン |
|---------|---------------|-----------|---|
| 渡辺産婦人科 | 菅谷249-98 | 日～土 | 4月5日(火)まで：武田モデルナ社製 4月6日(水)から：ファイザー社製 |
| 大谷クリニック | 菅谷467-11 | 月・水・金 | ファイザー社製 |
| 野崎クリニック | 千手堂693 | 月・火・木・金・土 | ファイザー社製 |
| 武蔵嵐山病院 | 東松山市上唐子1312-1 | 土 | 武田モデルナ社製 |

※清水小児科アレルギークリニックは小児用(5歳～11歳)ワクチン会場となります。

3回目接種に使用するワクチンについて

- ▶ 1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田モデルナ社のワクチンを使用します。1・2回目と異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されています。
- ▶ 1・2回目接種でファイザー社ワクチンを接種した人が、3回目でファイザー社ワクチンを接種した場合と、武田モデルナ社ワクチンを接種した場合のいずれにおいても、抗体価が十分に上昇することが確認されています。

小児用ワクチンの接種について

小児用(5歳から11歳)のワクチン接種につきまして、3月から開始しています。

ワクチン2回目接種後に嵐山町へ転入された方へ

3回目接種を希望する方は、健康いきいき課までご連絡ください。申請後に、接種券を発行させていただきます。

接種証明書をスマートフォンアプリで発行できます

日本政府公式の新型コロナワクチン接種証明書アプリです。詳細は町ホームページをご覧ください。